

# 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和6年3月

認知症施策・地域介護推進課

## 8. 経営情報の見える化（省令改正事項等）について

### （1）介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する事項

#### （制度趣旨）

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。（施行日：令和6年4月1日）

#### （報告対象）

情報収集にあたって、報告対象となる介護サービス事業者については、原則、全ての介護サービス事業者が報告対象である。ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが、①過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の事業者、又は、②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者に当てはまる場合、介護サービス事業者は報告対象から除外する。

※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

#### （報告内容）

介護サービス事業者に報告を求める具体的な項目については、次の4点である。

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

なお任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求めることとする。

#### （報告方法）

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法については、次のとおりである。

##### ● 報告期限：毎会計年度終了後3月以内

※介護サービス事業者経営情報の報告について、改正法施行後の初年度（令和6年度）に限り、報告期限を令和6年度末までとする。

##### ● 報告手段

損益計算書を出力したcsvファイルをシステムでアップロードあるいは入力フォームでの入力を予定している。

※ 施行日については令和6年4月1日であるところ、初年度の報告期限を令和6年度末までとする省令改正を実施しつつ、4月以降もシステム構築に関する一定の準備期間が必要であることから、システムの試行開始については令和6年秋頃目途、試行を踏まえた開始時期は令和6年冬頃を見込んでいるところ。具体的な稼働時期等については、別途お示し予定。

施行及び具体的な運用に向けては、介護政策をとりまく環境の変化を踏まえた今後の政策等に活用する観点から、都道府県や介護サービス事業者の事務負担にも配慮しつつ、システム構築を進めていくため、ご了承ください。

## （２）介護サービス情報公表制度に関する事項

### （制度趣旨）

介護サービス情報公表制度については、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために、利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、**介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することとしている。**

### （報告内容）

現在の公表情報（基本情報・運営情報）に加え、**事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）を公表することとされている。併せて、任意項目として「1人当たり賃金」についても公表情報に追加する。**

### （報告方法・公表方法）

**介護サービス事業者等の財務諸表の PDF ファイルのアップロードを予定**

※ **都道府県に報告した内容（PDF ファイル）をそのまま公表**

※ **原則、介護サービス事業所又は施設単位。ただし、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者は、拠点単位や法人単位での公表が可能。**

これらの公表内容の追加についても、利用者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保する観点から、何卒御承知おき願いたい。

併せて、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する事項、介護サービス情報公表制度に関する事項については、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）（令和6年1月25日付 厚生労働省老健局長通知）においても、改正省令の趣旨及び内容を示しているため、ご了承ください。

## 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

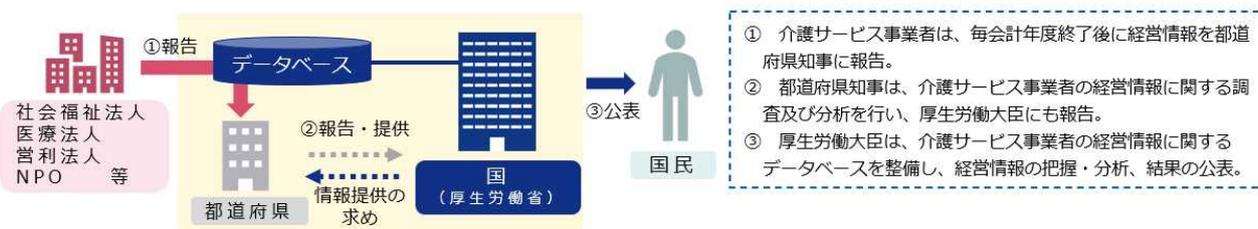
（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- ▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

### 【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数  
※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表  
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

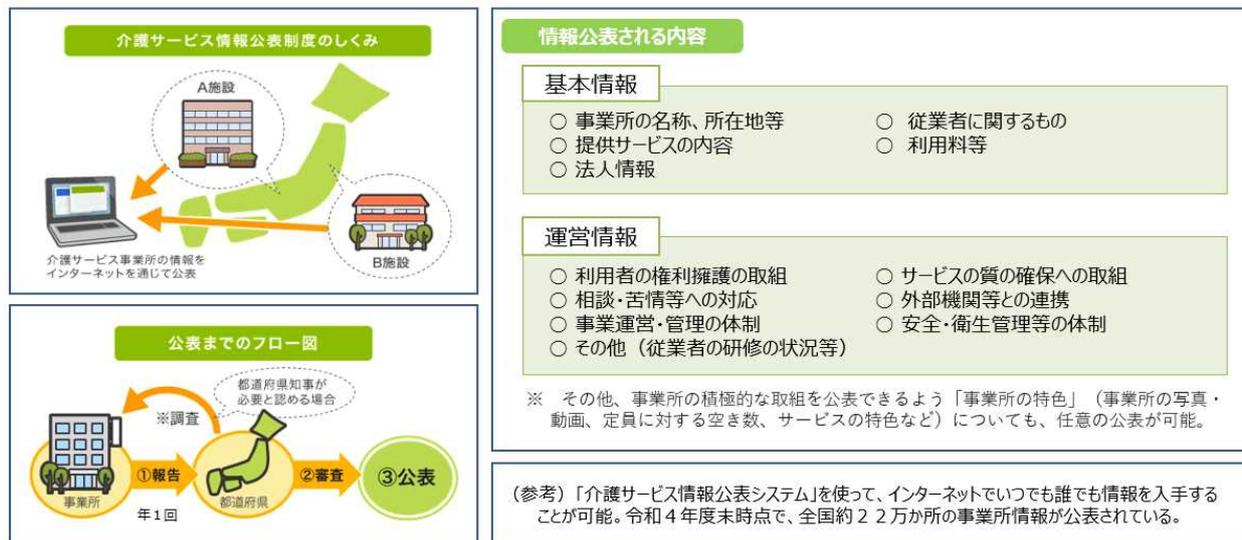
### <データベースの運用イメージ>



1

## 介護サービス情報公表制度について

- 都道府県・指定都市は、介護サービス事業者から報告される、介護サービスの内容や事業者・施設の運営状況に関する情報のうち、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために必要な情報を公表することとされている（「介護サービス情報公表システム」において公表）。  
※ 介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始しようとするとき又は都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、この情報を報告することとされている。
- また、介護サービスの質や従業者に関する情報について、希望する事業者から情報の提供を受けた場合には、都道府県・指定都市はその情報を公表するよう配慮することとされている。



## 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（介護保険法施行規則改正事項案）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）における必要な規定を整備する。

### 報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
  - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
  - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

### 介護サービス業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
  - 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
  - 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
  - 4) その他必要な事項
- ※ 報告除外対象の事業所・施設(上記①・②)とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。
- 〔上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）。〕

### 介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限  
毎会計年度終了後3月以内  
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段  
電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

### 厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報  
（※ 事業者に報告を求める項目の1～4の情報）
- その他必要な事項

### 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

5

## 介護サービス情報公表制度における公表事項の追加について

### 1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

- 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2号第2号へ規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。
  - 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する（省令改正案）。
- ※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）とする。（通知事項）
- ※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

### 2. 一人当たり賃金の公表について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に係る個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすることとする（公表内容については通知で定める）。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正案）。
- ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形で公表を可能とすることとする。（通知事項）
- ※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

#### 【介護保険法施行規則の改正（案）】

#### （法第百十五條の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十條の六十二の二 法第百十五條の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

<参考>介護保険法（抄）

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五條の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

4